

## 離婚届 記載例

夫の氏を称して婚姻した夫婦が協議離婚する場合  
(妻はもとの氏にもどり新戸籍を編製する場合)

届書は略字で書かずに戸籍に記載されているとおりの文字で記入してください。

離 婚 届		受 理 令 和 年 月 日 第 号		発 送 令 和 年 月 日					
令和〇年〇月〇日届出		送 付 令 和 年 月 日 第 号		長 印					
愛知県尾張旭市 長 殿		書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住 民 票	通 知	
(よみかた) 氏 名	夫 おわり 氏 尾 張	いちろう 一 郎	妻 おわり 氏 尾 張	あきこ 秋 子					
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日			平成〇〇年〇〇月〇〇日					
住 所 (住民登録をして いるところ) (よみかた)	愛知県尾張旭市東大道町 原田 2600番地1 おわり いちろう 尾張 一郎			愛知県尾張旭市新居町 明才切 57番地 あさひ こうすけ 旭 孝助					
本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番番 尾張 一郎			1					
父母及び養父母 の 氏 名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも (養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	夫の父 母	尾張 三郎 愛知 夏子	続 き 柄 長 男	妻の父 母	旭 孝助 旭 冬子	続 き 柄 二 女			
	養父 養母		続 き 柄 養 子	養父 養母		続 き 柄 養 女			
離 婚 の 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判			<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決			年 月 日	年 月 日	
婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は			<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる					
未成年の子の 氏 名	夫が親権 を行う子			妻が親権 を行う子			尾張 太郎		
同 居 の 期 間	平成〇〇年〇〇月から (同居を始めたとき)			令和〇〇年〇〇月まで (別居したとき)					
別居する前の 世帯のおもな 仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯								
夫妻の職業	(国勢調査の年…年…の4月1日から翌年3月31までに届出をするときだけ書いてください)				夫の職業				妻の職業
その他の									
届出人署名 (※押印は任意)	夫 尾 張 一 郎 印			妻 尾 張 秋 子 印			印		
事件簿番号				住所を定めた年月日					
	夫	年	月	日	連絡先		電話〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		
	妻	年	月	日			自宅・勤務先[ ]・携帯		

届出できるところ：本籍地、住所地、所在地のいずれかの市区町村  
(この届出は夜間、休日でも届出することができます。)

必要なもの：離婚届 1 通

届出を持参する人の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）  
※本人確認書類をお持ちでないかたや、夫妻のどちらか一方でも提出  
できます。ただし、本人確認ができなかつたかたに対して、郵便で  
離婚届が出されたことをお知らせします。

※引き続き、婚姻中の氏を名乗る場合は、離婚届と同時又は3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」の提出が必要です。  
※戸籍の届出は、休日や夜間も宿直室にて受付しますが、届書の記載に不備がある場合や必要な書類がない場合等には再度来庁してもらうことがあります。  
※裁判離婚等の場合は、必要書類等が協議離婚と異なりますので、詳しくは市民課までお問合せください。

協議離婚の届出には成人2名の証人が必要です。  
証人本人が署名、生年月日、住所、本籍を記入してください。(押印は任意です。)

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	尾張四郎 印	愛知冬子 印
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
住所	愛知県尾張旭市東大道町 曾我廻間2301番地1	愛知県瀬戸市追分町 64番地1
備考	同上	愛知県日進市蟹甲町池下268番地

婚姻の際に氏を改めた方は、次の中から選んで記入してください。

①婚姻前の氏を名乗り、婚姻前の戸籍にもどる。  
※もどる戸籍が除籍になっている場合は、もどれません。

②婚姻前の氏を名乗り、自分で新しい戸籍をつくる。

③婚姻中の氏を引き継ぎ名乗り、自分で新しい戸籍をつくる。  
※③の場合はこの欄は記入しないでください。離婚届とは別に、「  
婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の「□のあてはまるものにしる」をつけてください。

面会交流について取決めをしている。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的に、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

✓養育費の分担について取決めをしている。

取決め方法：(  正証書  それ以外 )

□まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のはか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

○ 江務省 離婚

法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供している。無料法律相談も会員料費も他の法律相談会員までの間、全く料金がかかる。

【法テラス・サポートダイヤル】 0570-078374 【公式ホームページ】 <https://www.houterasu.or.jp>

【法テラス・サポートダイヤル】 0570-078374 【公式】

子の面会交流及び養育費の分担について  
□を記入してください。

この記載例はすべてのかたに当てはまるものではありません。

この記載例は、この方のために当てはまるものではありません。

平日の午前8時30分から午後5時までに連絡がとれる電話番号を記入してください。